平成２８年（フ）第３６９７号
大阪府守口市大日東町４番Ｂ―2204号、前住所大阪府富田林市高辺台３丁目４番43―305号
債務者　牧村　浩志
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３７号
大阪市東淀川区豊新３丁目24番９―301号
債務者　杉本　憲利
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９７８号
大阪市都島区東野田町５丁目５番18号八笑園203号、前住所大阪市城東区新喜多１丁目10番８号京橋ヴィラマンションＡ棟104号
債務者　原　　正機
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３９号
大阪市旭区清水３丁目22番14号コーポ輝　４Ｃ、前住所大阪市旭区中宮５丁目３番29号エトワルＫⅡ　305
債務者　小林　　良
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８１号
大阪市平野区長吉川辺２―３―８―306号、住民票上の住所大阪市平野区喜連東１丁目３番１―403号
債務者　朝倉　梨佳
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１８８号
大阪市北区中崎３丁目２番22号　ラ・メゾンさくら　２Ｃ号室
債務者　横川　佳澄
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２７号
大阪市北区池田町３番21―1707号
債務者　和田幸子こと　梁　　佐智
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９５号
大阪府東大阪市喜里川町２番25号　レジデンスイズミ　403
債務者　水野　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４２号
大阪市浪速区日本橋４丁目16番５―601号、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1044号
債務者　八尾　幸子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４６号
大阪市此花区伝法３丁目６―26、住民票上の住所大阪市西区九条南２丁目４番10号　伴仲方
債務者　福井　　強
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１３７号
愛知県常滑市多屋町１丁目276番地
債務者　相武希世子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６４号
名古屋市中区錦１―16―13　チサンマンション錦301号、住民票上の住所名古屋市中区栄１丁目21番31号　ダイアパレス白川公園807号
債務者　谷口祥来こと　趙　　祥来
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６５号
名古屋市名東区本郷３丁目13番地　ジョイフル本郷105号、従前の住所名古屋市天白区御前場町45番地の３
債務者　真野　　裕
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４２号
和歌山県海南市幡川376番地　セヴールはた305号、前住所和歌山県有田市初島町浜1489番地３
債務者　小林陶タイルこと　小林　右京
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６９号
和歌山県岩出市森89番地（２Ｄ号）、前住所和歌山県岩出市根来940番地の13
債務者　岩佐　好高
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８３号
和歌山県岩出市畑毛313番地の１（Ｄ―101号）
債務者　田中　俊次
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係